

第27回岩手県障がい者スポーツ大会会場での商品販売活動募集要項

1 趣旨

この要項は、岩手県障がい者スポーツ大会において、岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会加入事業所商品の販売を行うため必要な事項を定めるものです。

2 開催日

2025年6月7日(土)

3 販売の実施主体

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会

4 販売会場

岩手県営運動公園陸上競技場第2ゲート付近(盛岡市みたけ一丁目10-1)

5 販売時間

10時から15時

※ 搬入は9時00分から可能です。販売は15時前に終了しても構いませんが、搬出における車両の乗入れは15時以降となります。

6 出店事業所

8事業所(先着順)

7 各会場での商品販売方法

事業所単位での直接販売です。会計及び売上管理をお願いします。
なお、釣銭、買い物袋等も各事業所で用意してください。

8 販売手数料

無料

9 販売商品

- (1) 自事業所にて製造した商品及び仕入商品を販売してください。
(例:菓子類、パン、弁当、コーヒー、焼きそば、フランクフルト、かき氷、ジュース、雑貨等)
- (2) 酒類、生肉、生魚等の販売はできません。
- (3) 申込時に提出いただいた商品リストを保健所に提出しますので、リストに記載されていない食品の販売はできません。

10 参加条件

以下、(1)から(3)までの全てに該当することが条件になります。

- (1) 「生産物賠償責任保険(PL保険)」への加入
- (2) 食品表示法及び景品表示法に基づく適切な表示
- (3) 加工食品を販売する場合は、食品製造事業者の許可(営業許可)

11 販売スペース

8 区画分

- (1) 1 区画は、幅 6m×奥行 3m テントの半分(幅 3m×奥行 3m)で、1 事業所 1 区画を基本とします。
- (2) 2 区画分使用の希望も受付ますが、応募事業所数により調整するため、希望に沿えない場合があります。
- (3) 販売場所(区画)の割当は、大会運営事務局と当会で協議の上決定します。

12 出品申込

出店販売申込書(様式1)により 4月30日(水)までにお申込みください。

- ※ 保健所や消防署への届出のため、品目にかかわらず、区画内の机及び持込む調理機材等の配置レイアウトについて、「露店等の開設届出書(様式3)」に記載願います。レイアウトは、現時点で区画割当が未定のため、想定するパターンを記載願います。

13 搬入

当日の9時00分から直接販売会場に搬入してください。詳細は決定通知にてお知らせします。

- ※ 消防点検がありますので、9時30分には調理器具のセッティングを完了してください。

14 出品・販売商品の商品表示

- (1) 食品は、食品衛生法で定められた衛生管理を徹底の上、食品表示法に基づく表示を必ず貼付してください。なお、総菜や弁当など、事前に調理して持ち込む商品は、必ず包装し、食品表示ラベルを貼付してください。
- (2) 価格は、本体価格に消費税を加えた総額表示を基本とし、プライスカード又はそれに代わるPOP等は各事業所で準備してください。
- (3) 賞味期限等を手書きで表示している、アレルギー表示がされていないなど、適切でない表示の商品は販売できません。

15 出店事業所の駐車場

会場内が混雑するため、機材等の搬入出時以外は、事務局指定駐車場を利用願います。

16 持込物品および資機材

- (1) 販売に係る資機材は各事業所にて用意してください。
- (2) 1 区画につき、テーブル 2 本、椅子 2 脚を貸出ます。
- (3) 電源を使用する場合は、各事業所で発電機を持ち込んでください。
露店等の開設届出書により、アンペア数及び給油用のガソリン持参の有無(ガソリンの容量)を報告願います。
- (4) 出店事業所は、必ず見える場所にゴミ袋(箱)を設置してください。
回収したゴミは、販売事業者で持ち帰り処理願います。他事業所が販売した商品のゴミが含まれる場合がありますが、事業所相互の協力下、ご対応願います。

17 その他

- (1) 事前に申込みのない商品の販売はできませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) 詳細は、商品販売を希望する事業所に後日お知らせします。

(3) 商品に対する問合せや苦情があった場合は出店事業所にて対応をお願いします

18 申込み・問合せ先

岩手県社会福祉協議会 福祉経営支援部(担当:高橋)

〒020-0831 盛岡市三本柳 8 地割 1 番 3 ふれあいランド岩手内

電話:019-637-4462/FAX:019-637-4255

電子メール:s-takahashi@iwate-shakyo.or.jp